

# 山形県地域公共交通計画(地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業(令和7年度)) における運送予定者募集要領

## 1 趣旨

本県の広域的・幹線的乗合バス路線の多くは、乗合バス事業者が「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国自旅第240号他)」(以下「要綱」という。)第2編第1章第1節「地域間幹線系統確保維持事業費国庫補助金」(以下「補助金」という。)の交付を受けることで、路線を確保・維持している。

補助対象となるのは、「地域公共交通計画」(以下「計画」という。)において運行を確保・維持する系統の運送予定者として記載されている事業者とされており、本県では山形県地域公共交通活性化協議会において「山形県地域公共交通計画」を策定し、運行を確保・維持する系統等を記載している。

要綱第7条第4項において、計画に記載する運行系統の運送予定者は「競争性のある方法」により選定することとされ、その方法は、「地方部等においては見込まれる運送予定事業者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、ホームページ掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある」(同事業実施要領(平成23年4月1日付け国自旅第20号他))とされている。

本募集は、以上のことを踏まえ、令和7年度の補助金交付申請に向けて、山形県地域公共交通活性化協議会において、県ホームページを活用し、今年度の計画改正で記載予定の運行系統に係る運送予定者を募集するものである。

## 2 応募資格

応募時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による許可を有する者
- (2) 県内で、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第1号の路線定期運行を行っている者

## 3 募集する系統及び条件

別表に掲げる系統とする。

なお、補助金の活用を前提に、応募する全系統で、平日1日当たり3回以上の運行が可能なことを応募の条件とする。

ただし、選定後の協議により、別表に掲げる系統を経由地違いで複数設定して、地域間幹線系統確保維持計画に盛り込むことも可能とする。

## 4 応募手続き

募集する系統の運送予定者となることを希望する者は、以下により申請を行うこと。

### (1) 提出書類

別記様式「山形県地域公共交通計画(地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業(令和7年度))における運送予定者申請書」に、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

ア 令和5年9月30日までの1年間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

イ 応募する系統の運行に係る車両の自動車検査証の写し及び当該車両を路線定期運行の用に供していたことを説明する書類

(2) 提出期限

令和6年5月17日(金) ※消印有効

(3) 提出方法

電子メール、郵送、持参のいずれかの方法による

(4) 提出先

〒990-8570 山形市松波2-8-1

山形県地域公共交通活性化協議会事務局

山形県みらい企画創造部総合交通政策課

5 選定

応募資格を満たし、かつ予定系統の運送が可能と見込まれる申請者を運送予定者として選定し、追って選定結果を通知する。

なお、応募資格を満たす申請事業者が複数あった場合は、別途運送計画の提出を求め、内容審査の上で運送予定者を選定し、各申請者に対して審査結果を通知する。

6 その他

最終的に計画改正で記載する運行系統は、当該公募手続きにより選定した運送予定者との協議を通して決定する。

(別記様式)

番 号  
令和 年 月 日

山形県地域公共交通活性化協議会会長  
山形県みらい企画創造部総合交通政策課長 殿

氏名・名称  
住 所  
代表者氏名

山形県地域公共交通計画(地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業(令和7年度))  
における運送予定者申請書

山形県地域公共交通計画(地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業(令和7年度))にお  
いて、運送予定者として下記の系統を運行したいので、必要な書類を添えて申請します。

記

1 運行を希望する系統の番号

2 担当者の連絡先

部 署 名 :  
役 職 名 :  
氏 名 :  
電話番号 :  
FAX 番号 :  
Eメール :

(別表)

## 山形県地域公共交通計画(地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業(令和7年度))における運送予定者募集系統

番号	系統の概要		
	発着地 A	経由市町村	発着地 B
1	山形市街地	山形市・上山市・南陽市・白鷹町・長井市	長井市街地
2	山形市街地	山形市・天童市(荒谷)	天童市街地
3	県立中央病院	山形市・上山市	上山市街地
4	山形市街地	山形市・上山市	上山市街地
5	寒河江市街地	寒河江市・大江町・朝日町	朝日市街地
6	寒河江市街地	寒河江市・河北町	河北市街地
7	山形市街地	山形市・中山町・寒河江市	寒河江市街地
8	天童市街地	天童市・寒河江市	寒河江市街地
9	天童市街地	天童市・東根市・村山市	村山市街地
10	山形市街地	山形市・天童市(高楡)	天童市街地
11	山形市街地	山形市・天童市(漆山・長岡)	天童市街地
12	上山市街地	上山市・山形市・仙台市	仙台市街地
13	米沢市街地	米沢市・福島市・仙台市	仙台市街地
14	新庄市街地	新庄市・舟形町・尾花沢市・村山市・東根市・仙台市	仙台市街地
15	新庄市街地	新庄市・金山町	金山市街地
16	新庄市街地	新庄市・大蔵村	大蔵村肘折温泉
17	大石田市街地	大石田町・尾花沢市	尾花沢市銀山温泉
18	鶴岡市街地	鶴岡市・西川町・寒河江市・山形市 (大江町・中山町も通過)	山形市街地
19	酒田市街地	酒田市・鶴岡市・西川町・寒河江市・山形市 (大江町・中山町も通過)	山形市街地
20	鶴岡市街地	鶴岡市(旧鶴岡市)・三川町	三川市街地
21	三川市街地	三川町・酒田市(旧酒田市)	酒田市街地
22	鶴岡市街地	鶴岡市(旧鶴岡市・旧羽黒町)	鶴岡市羽黒町字羽黒山
23	長井市街地	長井市・川西町	公立置賜総合病院

※市街地：この表においては、各市町村(平成13年3月31日における市町村をいう)の本庁舎を中心とした半径2.5km以内の範囲をいう。